

## 京都市勧業館「みやこめっせ」内自動販売機設置仕様書

京都市勧業館「みやこめっせ」（以下「勧業館」という。）では、利用者サービスの更なる向上、災害時における非常用飲料水の備蓄及び勧業館収入の増加を図ることを目的として、勧業館内に自動販売機を設置する事業者（以下「設置事業者」という。）を募集します。

応募される方は、この仕様書及び現地説明会において詳細をよく確認し、各項目についてご承知の上お申し込みください。

### 1. 設置場所

#### (1) 所在地

京都市左京区岡崎成勝寺町9番地の1

#### (2) 設置場所

グループ	設置番号	設置場所	設置機種	本体寸法目安 (cm)	設置台数
A	①	1階東側	缶/ペットボトル/瓶/紙パック等 (いずれの組み合わせも可)	幅 100×奥行 60	1台
	②	1階東側		幅 118×奥行 75	1台
	③	1階東側		幅 100×奥行 75	1台
	④	1階東側		幅 100×奥行 75	1台
B	⑤	1階西側	缶/ペットボトル/瓶/紙パック等 (いずれの組み合わせも可)	幅 116×奥行 75	1台
	⑥	1階西側		幅 116×奥行 75	1台
	⑦	1階西側		幅 100×奥行 60	1台
C	⑧	地下1階	缶/ペットボトル/瓶/紙パック等 (いずれの組み合わせも可)	幅 118×奥行 75	1台
	⑨	地下1階		幅 70×奥行 75	1台
	⑩	地下1階		幅 100×奥行 75	1台
	⑪	荷捌場東側		幅 131×奥行 75	1台
	⑫	荷捌場西側		幅 131×奥行 75	1台
D	⑬	1階東側	紙カップ	幅 100×奥行 80	1台
	⑭	1階西側		幅 110×奥行 80	1台
	⑮	地下1階		幅 110×奥行 80	1台
合計					15台

※ 本体寸法目安は、自動販売機の標準サイズを記載しています。設置事業者は、自動販売機の設置にあたり勧業館管理者と協議の上、設置する自動販売機の大きさを決めてください。

※ 設置番号③④⑩は、今回から新たに設置します。設置事業者に応募される方は、仕様書の配置図並びに現地説明会にて設置場所を確認してください。

※ Aグループ、Bグループ、Cグループごとに最低1台は「災害救援ベンダー機」を設置してください。

## 2. 応募単位等

- (1) 応募は、上記1 (2)に記載するA・B・C・Dのグループ単位ですることができます。
- (2) 応募は、複数のグループに対してすることができます。ただし、A・B・Cグループについては、それぞれ異なる設置事業者とします (Dグループとの重複はあり)。
- (3) 複数のグループに対して応募する場合は、応募申込書の所定の欄に自らの希望する順位を記入してください (Dグループは記入不要)。

※ 決定方法の詳細については「2 1. 落札候補者の決定」を参照してください。

## 3. 応募資格要件

京都市内に本店、支店又は営業所等を有する法人で、次のすべてに該当する方が設置事業者に応募することができます。

- (1) 清涼飲料水自動販売機の設置業務 (設置事業者自らが管理・運営するものに限る) について、3年以上の実績を有していること。
- (2) 京都市税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当する者で2年を経過しない者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- (4) 応募者である法人の役員又は支店もしくは営業所等の代表者が、京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条例同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- (5) 法令等の規定により許認可等を要する場合は、許認可等を有していること。
- (6) 「1 8. 現地説明会」に参加していること。

## 4. 取扱商品及び販売価格

### (1) 取扱商品

缶・ペットボトル・瓶・紙パック等の密閉式容器又は紙カップ容器に入った清涼飲料水 (ジュース、茶、水、コーヒー、紅茶、乳製品及びこれらに類する商品) とし、酒類の販売は行わないでください。

### (2) 販売価格

標準販売価格 (定価) を上回らない価格としてください。

## 5. 設置機種等

- (1) A・B・Cグループごとに最低1台は「災害救援ベンダー機」を設置してください。
- (2) A・B・Cグループに設置する自動販売機は、消費電力の低減等の機能 (LED球・ヒートポンプ式等) を備えた機種としてください。
- (3) 夜間は消灯するため、タイマーによる自動消灯・点灯機能を備えた機種としてください (全グループ共通)。

## 6. 意匠

自動販売機の意匠は、事前に勸業館管理者と協議の上、設置場所の景観に配慮したものとしてください。

また、アンダーパネルの掲示物は、勸業館管理者が指定したものとしてください。

## 7. 耐震対策等

自動販売機の設置に際しては、耐震対策（転倒防止策）を施すなど、安全面に十分配慮して設置してください。

## 8. 衛生管理等

衛生管理、感染症対策等については、関係法令等を遵守するとともに徹底を図ってください。

## 9. 緊急連絡先の明示

設置事業者は、故障等が生じた場合の緊急連絡先を、設置する全ての自動販売機に明示するとともに、自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情については、全て設置事業者の責任において対応してください。

## 10. 維持管理

### (1) フルオペレーション

設置事業者において、自動販売機の設置から商品の補充、メニューチェンジ、空容器の回収・リサイクル、金銭管理、故障時の対応、定期点検、自動販売機内部・外観及びその周辺の清掃・美化、その他自動販売機の設置管理運営に必要な一切の維持管理業務を行ってください。

また、利用者の需要に応じた品揃え、新商品や季節商品の導入など、利用者の満足度向上に常に努めるとともに、売り切れが生じないように商品を補充してください。

### (2) 作業時間等

作業時間、作業内容、搬入経路等については、事前に勸業館管理者と協議の上、来館者の妨げとならないよう十分に注意して行ってください。

## 11. 機種の変更等

設置した自動販売機の機種を変更する場合は、事前に勸業館管理者の承諾を受けてください。

## 12. 設置期間

平成29年10月1日から平成31年3月31日までの18箇月間とします。

なお、平成31年4月1日以降については、それまでの使用状況や必要性等を勘案したうえで、支障がないと勸業館管理者が判断した場合、当初の条件を変更しないことを前提として、最長2年間（平成33年3月31日まで）を限度に引き続き1年単位で延長することとします。

### 13. 設置料

#### (1) 応募価格

応募申込書の該当欄に、設置期間の応募価格(18箇月分)を百円単位で記入してください。

なお、設置料は、応募価格に消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の額を加算した金額とするので、設置事業者は、課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等を含まない金額を記載してください。

#### (2) 設置料の範囲

設置料には、電気代相当額を含むものとします(別途電気代を徴収することはありません)。

#### (3) 設置料の支払方法

設置料の支払方法(分割方法・支払期日・支払口座等)は、勸業館管理者と協議の上、別途定めることとします。

#### (4) 設置期間延長後の設置料

上記12に記載する設置期間を延長する場合は【当初の応募価格÷18箇月×12箇月(百円未満切上)】に消費税等の額を加算した金額を1年間の設置料とします。

### 14. 必要経費

自動販売機の設置、維持管理、機種の変更、撤去及び原状回復等に要する一切の費用は、設置事業者の負担とします。

### 15. 遵守事項等

(1) 募集条件等を遵守し、設置料は期限までに入金してください。

(2) 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡もしくは転貸し、又は担保に供することを禁止します。

(3) その他定めのない事項は、協議の上決定します。

### 16. 事故責任

(1) 自動販売機の設置により第三者に事故が生じた場合は、勸業館管理者の責によることが明らかなきを除き、設置事業者が補償してください。

(2) 自動販売機に係る盗難事故や破損事故による損害は、勸業館管理者の責によることが明らかなき場合を除き、全て設置事業者の負担とします。

### 17. 原状回復

設置事業者は、自動販売機を撤去したときは、設置事業者の責任と負担のもとに原状回復を行い、勸業館管理者の確認を受けてください。

## 18. 現地説明会

設置事業者に応募される方は、現地説明会に必ず参加してください。

(現地説明会不参加者の応募は受け付けません)

### (1) 日時

平成29年7月5日(水) 11時00分から12時00分(約1時間)

### (2) 集合場所

京都市勧業館 2階社内会議室

### (3) 参加人数

参加人数は、1応募者につき1名とします。なお、参加にあたり事前申込は不要です。

## 19. 応募申込手続

### (1) 申込方法

ア. 郵送での申込み

(ア) 申込受付期間

平成29年7月24日(月)から平成29年7月26日(水) 必着

(イ) 送付先

〒606-8343 京都市左京区岡崎成勝寺町9番地の1  
株式会社京都産業振興センター総務課

(ウ) 送付方法

簡易書留郵便で送付してください。

普通郵便で送付した場合、株式会社京都産業振興センター総務課に不着のときは、応募がなかったものとみなしますので注意してください。

イ. 持参での申込

(ア) 申込受付期間

平成29年7月24日(月)から平成29年7月26日(水) 17時まで

(イ) 提出先

株式会社京都産業振興センター総務課まで

### (2) 必要書類

ア. 応募申込書 **様式1**

イ. 印鑑証明書(原本) ※提出日から3箇月以内に発行されたものに限りませ

ウ. 設置予定機種一覧表 **様式2**

エ. 販売予定品目一覧表 **様式3**

### (3) その他

ア. 上記以外(電話, FAX, 電子メール等)による受付は行いません。

イ. 様式は、勧業館のホームページからダウンロードできます。

京都市勧業館「みやこめっせ」のホームページアドレス <http://www.miyakomesse.jp/>

## 20. 質問及び回答

本件に関する質問があれば、質問書**様式4**にその内容を記入のうえ提出してください。

### (1) 質問（持参，FAX又は電子メール）

平成29年7月10日（月）から平成29年7月12日（水）

9時から12時及び13時から17時（持参の場合）

075-751-1622（FAX）

[soumu@miyakomesse.jp](mailto:soumu@miyakomesse.jp)（電子メール）

### (2) 回答

平成29年7月19日（水）に勧業館のホームページに掲載します。

京都市勧業館「みやこめっせ」のホームページアドレス <http://www.miyakomesse.jp/>

なお、本件に関係しない質問と判断した場合は回答しません。

### (3) その他

ア. 公正かつ厳正な選定を確保するため、質問書による質問以外は回答しません。また、応募状況、審査等に関する問い合わせについても回答しません。

イ. 様式は、勧業館のホームページからダウンロードできます。

京都市勧業館「みやこめっせ」のホームページアドレス <http://www.miyakomesse.jp/>

## 21. 落札候補者の決定

### (1) 決定方法

ア. 勧業館管理者が設定した最低募集価格以上のうち、最高の応募価格の者（以下「最高価格者」という。）をA・B・C・Dグループごとに落札候補者として定めます。

イ. 複数のグループに応募した者が、A・B・Cグループ（Dグループを除く）において、複数の最高価格者となった場合は、その最高価格者となったグループのうち、応募申込書に記載した自らの希望する順位の高いグループの落札候補者として定めます。

この場合、その落札候補者となった者は、他のグループ（Dグループを除く）の落札候補者となる資格を失います。

※ A・B・Cグループについては、それぞれ異なる落札候補者とします（Dグループとの重複はあり）。

ウ. 同グループ内において、最高価格者（同額）が2者以上あった場合は、後日当事者の立会いのもと、くじにより定めます。

エ. 同グループ内において、応募価格のいずれも最低募集価格に満たない場合又は応募がなかった場合は、そのグループは不調とします。

(2) 最低募集価格 (18箇月分)

グループ	設置番号	設置場所	設置機種	最低募集価格 (税抜)	設置台数
A	①	1階東側	缶/ペットボトル/瓶/紙パック等 (いずれの組み合わせも可)	2,000,000円	1台
	②	1階東側			1台
	③	1階東側			1台
	④	1階東側			1台
B	⑤	1階西側	缶/ペットボトル/瓶/紙パック等 (いずれの組み合わせも可)	1,700,000円	1台
	⑥	1階西側			1台
	⑦	1階西側			1台
C	⑧	地下1階	缶/ペットボトル/瓶/紙パック等 (いずれの組み合わせも可)	2,800,000円	1台
	⑨	地下1階			1台
	⑩	地下1階			1台
	⑪	荷捌場東側			1台
	⑫	荷捌場西側			1台
D	⑬	1階東側	紙カップ	1,200,000円	1台
	⑭	1階西側			1台
	⑮	地下1階			1台
合計					15台

(3) 応募の無効

次のいずれかに該当する応募は無効とします。

- ア. 指定する日時までに応募申込書等を提出しなかったもの。
- イ. 応募申込書に記名押印がないもの。
- ウ. 誤字、脱字等により意思表示が明確でないもの。
- エ. 金額を訂正し、訂正印のないもの。
- オ. 同一の者が行った2以上の応募は、その全部のもの。
- カ. 応募者同士が不正に連合したもの。
- キ. その他この仕様書及び募集要項等の条件に違反するもの。

2.2. 落札候補者の提出書類

落札候補者となった者は、別途指定する期日までに次の書類 (原本) を提出してください。

- (1) 登記事項証明書 (現在事項全部証明書)
- (2) 法人市民税納税証明書 (京都市法人市民税の未納がないことの証明)
- (3) 納税証明書 (法人税、消費税及び地方消費税に未納がないことの証明)

いずれも、提出日前3箇月以内に発行されたものに限ります。

### 23. 設置事業者の決定

- (1) 設置事業者は、落札候補者が提出する上記22の書類等に基づく応募資格審査を経て決定します。
- (2) 応募資格審査の結果、落札候補者が応募資格要件を欠くことが判明した場合は、当該落札候補者の応募を無効とし、その旨を本人に通知するとともに、次順位者を落札候補者とします。
- (3) 決定予定日  
平成29年8月7日（月）
- (4) 決定後の公表  
上記のとおり決定された後、各応募者へ決定された設置事業者の名称及び決定金額を通知します。また、勸業館ホームページにおいて決定金額を公表します。

### 24. 設置事業者の決定取消し

次のいずれかに該当する場合は、設置事業者の決定を取り消します。

- (1) 正当な理由なく、勸業館管理者が指定する期日までに契約の手続きに応じないとき。
- (2) 設置事業者の決定後「3. 応募資格要件」を満たさなくなったとき。
- (3) やむを得ない場合を除き、期日までに設置料を入金しないとき。

### 25. その他

- (1) 上記14に記載する必要経費のほか、応募、質問、その他手続きに要する一切の費用は、設置事業者の負担とします。
- (2) 設置事業者は、毎月の販売実績を勸業館管理者に報告してください（様式任意）。



## 参考資料

### 1. 京都市勧業館「みやこめっせ」について

所在地	〒606-8343 京都市左京区岡崎成勝寺町9番地の1
延床面積	39,141.79 m <sup>2</sup> (日図デザイン博物館を含む)
休館日	京都市勧業館条例に定める休館日 12月29日から1月3日 ただし、駐車場及びレストランは上記期間も営業を行う
臨時休館日	自家用電気工作物年次点検日 (8月の連続する2日間)

### 2. 京都市勧業館の来館者数

	平成27年度	平成28年度
4月	151,318	130,545
5月	106,346	157,238
6月	77,127	97,754
7月	81,512	95,022
8月	61,779	88,594
9月	111,003	107,077
10月	133,284	139,294
11月	99,557	148,972
12月	56,097	72,498
1月	92,438	89,272
2月	137,729	123,642
3月	113,229	100,224
合計	1,221,419人	1,350,132人

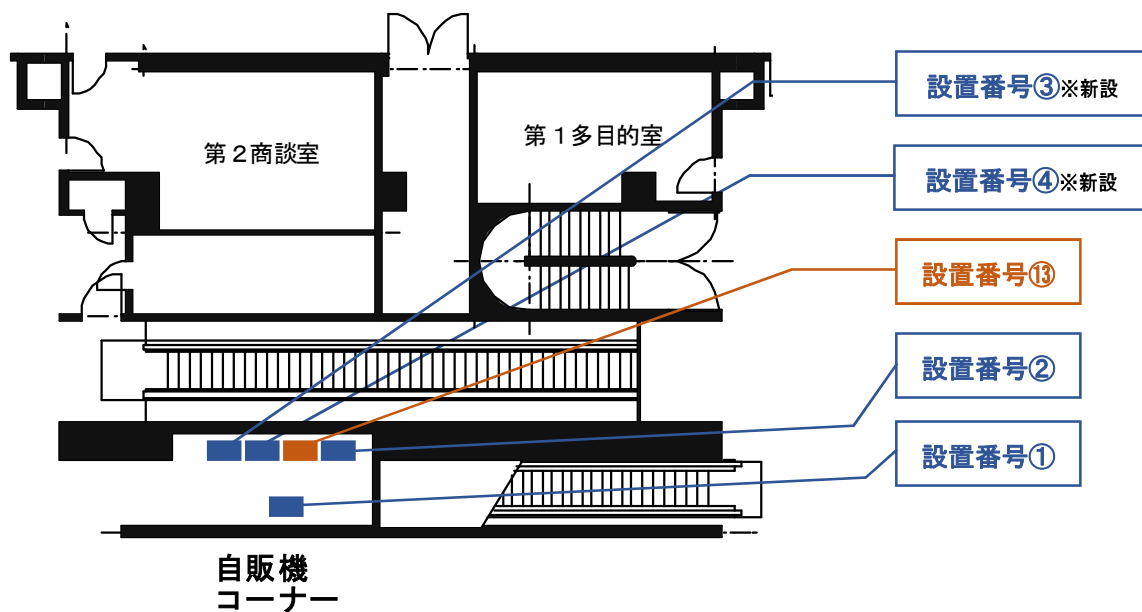
### 3. 販売実績

平成27年度				
グループ	A	B	C	D
設置番号	① ②	⑤ ⑥ ⑦	⑧ ⑨ ⑪ ⑫	⑬ ⑭ ⑮
4月	3, 154	3, 657	4, 480	3, 149
5月	3, 174	4, 491	4, 402	3, 387
6月	2, 218	2, 847	3, 646	2, 546
7月	2, 696	2, 842	2, 734	2, 520
8月	2, 764	2, 245	3, 035	1, 844
9月	3, 385	2, 395	6, 206	3, 162
10月	3, 385	3, 588	6, 985	3, 822
11月	2, 299	2, 611	4, 182	2, 717
12月	1, 188	1, 304	2, 682	2, 113
1月	2, 324	2, 216	2, 834	2, 264
2月	3, 066	2, 499	4, 826	3, 302
3月	2, 342	2, 107	3, 169	2, 890
合計	31, 995本	32, 802本	49, 181本	32, 716杯

平成28年度				
グループ	A	B	C	D
設置番号	① ②	⑤ ⑥ ⑦	⑧ ⑨ ⑪ ⑫	⑬ ⑭ ⑮
4月	2, 020	2, 238	3, 631	2, 107
5月	3, 699	3, 479	5, 726	3, 981
6月	2, 244	2, 721	3, 722	2, 132
7月	2, 606	2, 905	4, 501	2, 460
8月	2, 698	2, 520	4, 076	2, 805
9月	2, 967	2, 791	6, 209	2, 519
10月	3, 629	2, 989	7, 183	3, 496
11月	4, 292	4, 037	8, 166	3, 913
12月	1, 619	1, 819	3, 009	1, 888
1月	2, 673	2, 149	3, 271	2, 511
2月	2, 528	2, 442	4, 397	2, 352
3月	2, 123	1, 933	3, 046	2, 271
合計	33, 098本	32, 023本	56, 937本	32, 435杯

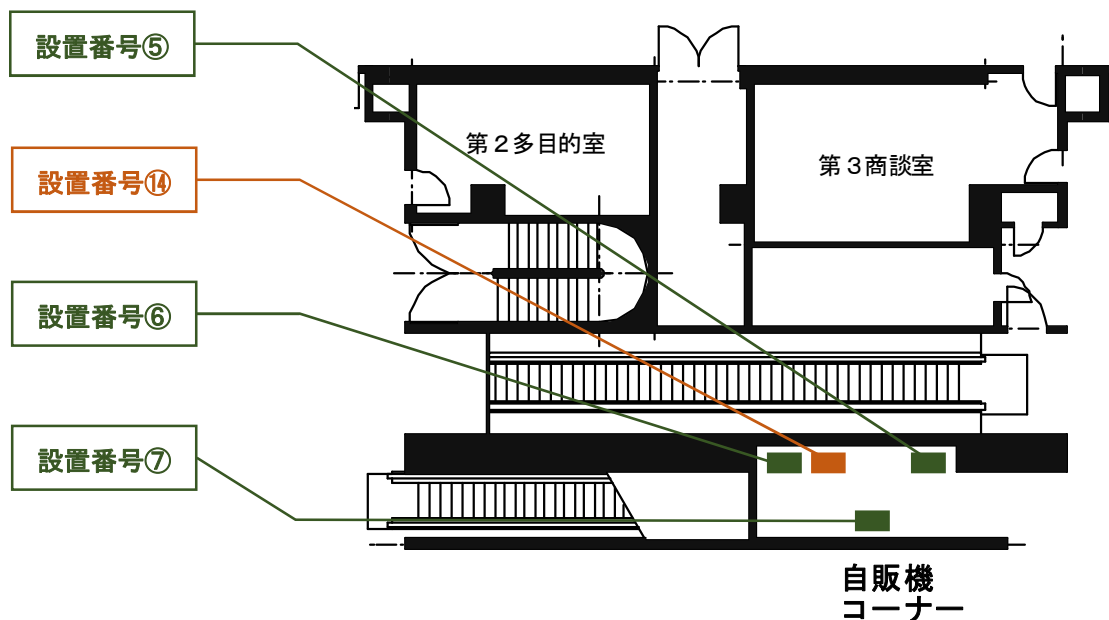
**配置図**

**【1階東側】**



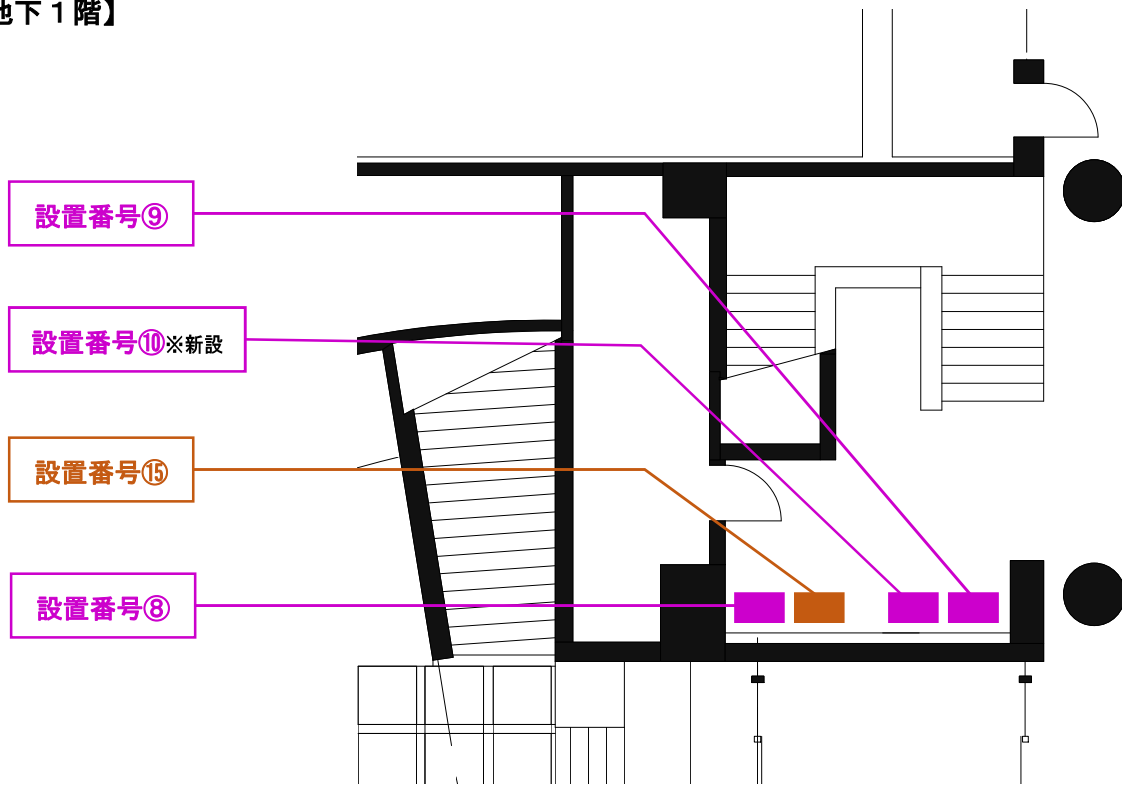
↑  
東側入口

**【1階西側】**

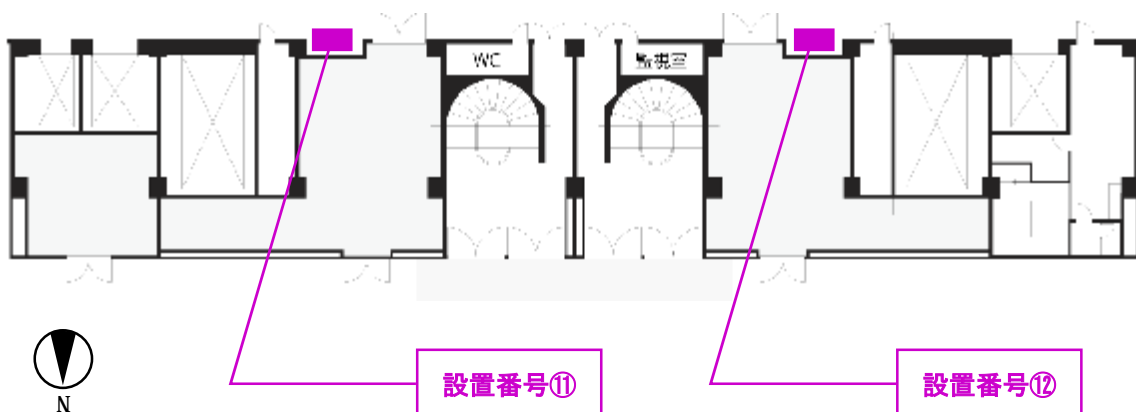


↑  
西側入口

【地下1階】



【荷捌場】



**【問合せ先】**

株式会社京都産業振興センター（京都市勧業館「みやこめっせ」指定管理者）

総務課（担当：田中・林）

〒606-8343 京都市左京区岡崎成勝寺町9番地の1

電 話 （075）762-2633

FAX （075）751-1622

メールアドレス [soumu@niyakomesse.jp](mailto:soumu@niyakomesse.jp)